

## 消費税率の引き上げに伴う受信料額の変更について

平成26年4月より消費税率が5%から8%に引き上げられます。これに伴い、放送受信料についても、消費税率の引き上げ分を適正に転嫁させていただくことが必要となります。

放送受信料の月額額は、放送法に基づきNHKの収支予算を国会が承認することによって定めることとなっています。このため「平成26年度収支予算、事業計画及び資金計画」に、新しい受信料額を盛り込みました。

この収支予算が国会で承認されることにより、新しい受信料額が決定することとなります。

【平成26年4月からの受信料額】※いずれも消費税8%を含みます

契約種別	支払区分	2か月払額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	口座・クレジット	2,520円	7,190円	13,990円
	継続振込等	2,620円	7,475円	14,545円
衛星契約	口座・クレジット	4,460円	12,730円	24,770円
	継続振込等	4,560円	13,015円	25,320円

※沖縄県の料額は異なります。

※多数一括割引、団体一括割引、家族割引、事業所割引、半額免除を適用する料額は異なります。

なお、前払いにより、既に平成26年4月以降の放送受信料をお支払いいただいている場合は、お支払いいただいた放送受信料と新しい受信料額との差額を次回のご請求時に精算させていただきます。

詳細はNHKオンライン <http://www.nhk.or.jp/eigyo/> をごらんください。